

# 令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	48		府省庁名 国土交通省
対象税目	<span style="border: 1px solid black;">個人住民税</span> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 <span style="border: 1px solid black;">事業所税</span> <span style="border: 1px solid black;">その他（徴収規定）</span>		
要望項目名	駐留軍関係離職者、国際協定の締結等に伴う漁業離職者等に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置等の延長等（船員となろうとする漁業離職者関係）		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和52年法律第94号。以下「漁臨法」という。）は、漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もって漁業離職者の職業及び生活の安定に資することを目的とするものであり、かかる措置として、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対して、漁臨法第7条に規定する職業転換給付金が支給されている。</p> <p>漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和51年法律第43号。以下「漁特法」という。）第12条において、政府は、漁業を取り巻く国際環境の変化等に対処するために実施された漁船の隻数の縮減に伴い離職を余儀なくされた者の就職を促進するため、就職のあっせん、職業訓練の実施その他の措置を講ずるよう努めるものとして規定されており、かかる措置として、漁特法第13条の規定に基づき、当該離職を余儀なくされた者のうち、船員となろうとする者（以下「漁業経営の改善等に伴う漁業離職者」という。）に対して職業転換給付金が支給されている。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対する職業転換給付金の支給については、漁臨法第8条及び漁特法第14条で準用する労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号。以下「労推法」という。）第21条において、当該給付金を受ける権利は差押えが禁止されており、また、漁臨法第9条及び漁特法第14条で準用する労推法第22条において、当該給付金（事業主に対して支給するものを除く。）を標準として租税その他の公課を課することが禁止されている。</p> <p>漁臨法の有効期限は平成35年（令和5年）6月30日とされているところ、今後も国際情勢の変化等に伴い、国際協定の締結等に伴う漁業離職者が発生することが予想される。このため、漁臨法の有効期限を延長するための法改正及び省令改正を行う予定であるところ、有効期限延長後も当該離職者に対して支給される職業転換給付金について、個人住民税に係る非課税措置及び差押禁止措置を存続させることとしたい。</p> <p>また、現状の漁業区分実態に即した支援を行う観点から、職業転換給付金の支給対象となる漁業離職者が従事する漁業として、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令（昭和51年運輸省令第25号）第1条第6号に規定する中小型いか釣り漁業の定義の拡充も行うこととしたい。</p>		
関係条文	国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第7条、第8条、第9条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第12条、第13条、第14条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金に関する政令第1条 漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第十三条第一項の職業転換給付金の支給基準に関する省令第1条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第21条、第22条		
減収見込額	[初年度] ▲2.1 ( ▲0.2 ) [平年度] ▲2.1 ( ▲0.2 ) [改正増減収額] — (単位：百万円)		

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的          就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対しては、その有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進するために、職業転換給付金を支給しているところ、この目的を十分かつ効果的に達成するため、当該給付金について、個人住民税に係る非課税措置等を講じている。</p> <p>(2) 施策の必要性          職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。このため、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置は必要不可欠である。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標9：市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 施策目標36：海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る
	政策の達成目標	就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	漁臨法について5年間（令和5年7月1日～令和10年6月30日）
	同上の期間中の達成目標	就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。
	政策目標の達成状況	平成30年度から令和3年度までの4年間において、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給は11,640円（2人日）であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対して支給される職業転換給付金に係る所得税の非課税措置等の延長等
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	職業転換給付金の支給については、就職が困難な状況にある者の最低生活を保障するものであり、同給付金を課税・差押えの対象とした場合、支給目的が著しく減殺されることとなる。したがって、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者及び漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対して支給する職業転換給付金については、引き続き非課税及び差押禁止とすることが妥当である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>○国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績  平成30年度 11,640円(2人日)  令和元年度 0  令和2年度 0  令和3年度 0</p> <p>○漁業経営の改善等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給実績  平成30年度 0  令和元年度 0  令和2年度 0  令和3年度 0</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>就職が困難な状況にある船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者がその有する能力に適合した職業に就くことを容易にし、及び促進する。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>平成30年度から令和3年度までの4年間において、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に対する就職促進手当の支給は11,640円(2人日)であり、求職活動の促進とその生活の安定を図るための措置を講じた。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成25年 延長要望  平成30年 延長要望</p>